

岐阜県公報

第 千 九 百 五 十 八 号
平 成 二 十 年 六 月 二 十 四 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(健康福祉政策課) 四五五^{ページ}

告 示

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治 山 課) 四五六

公 示

○土地改良区役員の退任

(可茂農林事務所) 四五六

○土地改良区役員の就任

(東濃農林事務所) 四五七

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

別表第一一第二号(二)中「二百三十二万六千円」を「二百三十六万六千円」に改め、同表六第二号中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同表十二第二号中「十三万七千円」を「十三万七千五百円」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第九条関係)

従事者の 区 分	実 費 弁 償 の 種 類 及 び 額		
	日 当	時間外勤務手当	旅 費
令第十条第一 号から第 四号までに 規定する者	県の常勤の職員で救助 に関する業務に従事し た者に相当するものの 給与を考慮してその都 度知事が決定する額以 内の額。ただし、当該	日当の額を八で除し て得た額を岐阜県職 員の給与、勤務時間 その他の勤務条件に 関する条例(昭和三十 二年岐阜県条例第	給与条例第四条第一 項の行政職給料表の 適用を受ける職員で その職務の級が三級 にあるものが旅行す るとした場合に岐阜

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	地名	就任年月日	役名	氏名	住 所
瑞浪市 土地改良区	瑞浪市	平成二〇・五・三	理事	安藤秋義	瑞浪市大湫町 七三八番地の三
	瑞浪市			森本英雄	同 土岐町 一六二五番地
同	同			渡邊二郎	同 四五五五番地
	同			今井啓之	同 一八八三番地
同	同			大竹晃	同 瑞浪市大湫町 四五三番地
	同			渡邊榮二	同 四〇五番地
同	同			鵜飼昭彦	同 瑞浪市土岐町 四二二番地
	同			宮地勇	同 五二六六番地
同	同			稲垣誠三	同 四五六三番地
	同			大山榮六	同 五四四三番地
同	同			内田美好	同 二六〇八番地の四
	同			桐井進	同 一八八七番地
同	同			今井喜久男	同 一八九六番地の一
	同			只腰正知	同 二二八二番地
同	同			小栗孝	同 二二四〇番地の一
	同			小木曾恒男	同 一四〇一番地
同	同			日比野美好	同 一三八六番地の一

同 鈴木俊雄 同 三〇〇番地の七

監事 桐井義弘 瑞浪市大湫町 四三八番地

同 伊藤正三 同 土岐町 六七三五番地

同 森本陽吉 同 一七一四番地の三

平成二十年六月二十四日印刷
平成二十年六月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇〇円
岐阜飯尾
岐阜文芸社